

埼玉県地域保健医療計画(第7次・一部変更)に基づく外来医療機能の確保に関する意向調査

医療法第30条の4第1項に規定する医療計画に定める「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」及び「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」に基づき、地域の実情に応じた望ましい外来医療に係る医療提供体制を確保するため、各保健医療圏で不足する外来医療機能について、診療所新規開設を含め区域内の医療機関に対して不足する外来医療機能を担うことへの協力を求めます。

南西部地域保健医療圏において不足する外来医療機能を担うことへの協力については次のとおりです。

開設者情報	開設者名(※1)			
	管理者名			
	診療所名			
	開設場所			
	開設年月日			
	診療科目			
	電話番号			
	PRポイント			
不足することへの医療協力可能性(※2)	初期救急医療		左記とした理由等	
	在宅医療		左記とした理由等	
	介護認定審査		左記とした理由等	
	公衆衛生		左記とした理由等	

※1 開設者:個人の場合は氏名、法人の場合は名称及び代表者氏名

※2 不足する外来医療機能を担うことへの協力可否:○協力可能、△協力を検討中、×協力不可能

※3 調整会議の出欠については開催日時が決定した時点で確認させていただきます。

※4 提供頂いた情報は、調整会議の資料として使用する他に利用することはありません。